

第4章 青少年の労働

第4章 青少年の労働

第1節 産業別就労人口

平成17年10月1日現在の国勢調査の結果によると、青少年（15～24歳）の就業者数は、53,917人で、5年前（平成12年）の68,236人と比較して14,319人の減少となった。このうち15～19歳の就業者数は3,050人減少、20～24歳の就業者数は11,299人の減少となっている。（第4-1-1表）

これを産業別にみると、最も多いのは卸売・小売業の13,285人で、全体の24.6%を占めており、以下、医療・福祉の7,363人（13.7%）、サービス業（他に分類されないもの）の7,018人（13.0%）、製造業の6,093人（11.3%）の順となっている。

平成7年から平成17年の10年間の就業者数の推移を産業別に見ると、第1次産業では213人（-10.4%）減少しており、特に減少が大きいのは農業の102人（-6.5%）である。第2次産業では8,428人（-43.9%）とほぼ半減しており、建設業で4,363人（-48.3%）、製造業で4,017人（-39.7%）の減少となっている。第3次産業では14,314人（-26.0%）の減少となっている。

【注.平成22年10月1日現在の国勢調査結果の産業別就業者数は平成24年2月下旬公表予定】

第4-1-1表 青少年（15～24歳）の産業（大分類）別就業者数（平成7・12年）（単位:人、%）

産 業	平成7年				平成12年				
	就業者数(人)			産業別 構成比 (%)	就業者数(人)			産業別 構成比 (%)	
	計	15～19歳	20～24歳		計	15～19歳	20～24歳		
総 数	76,420	13,964	62,456	100.0	68,236	11,966	56,270	100.0	
第1次産業	農 業	1,564	303	1,261	2.0	1,297	277	1,020	1.9
	林 業	81	16	65	0.1	73	18	55	0.1
	漁 業	399	87	312	0.5	346	100	246	0.5
第2次産業	鉱 業	68	10	58	0.1	63	15	48	0.1
	建 設 業	9,041	2,325	6,716	11.8	9,391	1,862	7,529	13.8
	製 造 業	10,110	1,877	8,233	13.2	9,090	1,785	7,305	13.3
第3次産業	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	452	67	385	0.6	338	52	286	0.5
	運 輸・通 信 業	3,154	377	2,777	4.1	2,323	269	2,054	3.4
	卸 売・小 売 業・ 飲 食 店	22,930	4,898	18,032	30.0	19,517	4,578	14,939	28.6
	金 融・保 険 業	2,110	139	1,971	2.8	1,300	63	1,237	1.9
	不 動 産 業	159	22	137	0.2	144	20	124	0.2
	サ ー ビ ス 業	20,274	2,968	17,306	26.5	19,702	2,263	17,439	28.9
公 務(他に分類 されないもの)	5,873	814	5,059	7.7	4,071	495	3,576	6.0	
分類不能の産業	205	61	144	0.3	581	169	412	0.9	
(再 掲) 第1次産業	2,044	406	1,638	2.7	1,716	395	1,321	2.5	
第2次産業	19,219	4,212	15,007	25.1	18,544	3,662	14,882	27.2	
第3次産業	54,952	9,285	45,667	71.9	47,395	7,740	39,655	69.5	

資料:国勢調査

第4-1-1表 青少年（15～24歳）の産業（大分類）別就業者数（平成17年）

産 業		平成17年			
		就業者数(人)			産業別 構成比 (%)
		計	15～19歳	20～24歳	
総 数		53,917	8,946	44,971	100.0
第1次産業	農 業	1,462	237	1,225	2.7
	林 業	51	6	45	0.1
	漁 業	318	86	232	0.6
第2次産業	鉱 業	20	2	18	0.0
	建 設 業	4,678	636	4,042	8.7
	製 造 業	6,093	1,110	4,983	11.3
第3次産業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	127	10	117	0.2
	情報通信業	507	36	471	0.9
	運 輸 業	1,131	131	1,000	2.1
	卸売・小売業	13,285	2,743	10,542	24.6
	金融・保険業	846	71	775	1.6
	不 動 産 業	106	13	93	0.2
	飲食店、宿泊業	4,469	1,319	3,150	8.3
	医療、福祉	7,363	538	6,825	13.7
	教育、学習 支 援 業	1,477	119	1,358	2.7
	複合サービス 事 業	655	75	580	1.2
	サービス業(他に 分類されないもの)	7,018	1,025	5,993	13.0
	公務(他に分類 されないもの)	3,654	664	2,990	6.8
	分類不能の産業		657	125	532
(再掲) 第1次産業		1,831	329	1,502	3.4
第2次産業		10,791	1,748	9,043	20.0
第3次産業		40,638	6,744	33,894	75.4

(注)平成14年産業分類改訂に伴い産業分類毎の平成12年と17年データは接続しない。

資料:国勢調査

第2節 青少年の就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況

本県の平成23年3月の新規学校卒業者の求人状況は、中学校では就職希望者数15人に対して求人数112人（県内4人、県外108人）となっており、高等学校では就職希望者数3,537人に対して求人数4,274人（県内2,422人、県外1,852人）となっている。

また就職状況は、中学校では就職希望者数15人に対して就職者数6人（県内4人、県外2人）となっており、高等学校では就職希望者数3,537人に対して就職者数3,401人（県内1,887人、県外1,514人）となっている。

第4-2-1表 平成23年3月新規学校卒業者の求人・就職状況

区分	安定所別	就職希望者			1. 求人数	2. 1県のうち内	3. 2県のうち外	4. 就職者数			5. 4のうち県内			6. 4のうち県外		
		計	男	女				計	男	女	計	男	女	計	男	女
中学校	合計	15	8	7	112	4	108	6	3	3	4	1	3	2	2	0
	青森	10	6	4	19	3	16	3	1	2	3	1	2	0	0	0
	八戸	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弘前	1	0	1	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	むつ	1	1	0	12	1	11	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	野辺地	1	0	1	10	0	10	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	五所川原	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三沢	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十和田	1	0	1	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒石	1	1	0	13	0	13	1	1	0	0	0	0	1	1	0
高等学校	合計	3,537	1,979	1,558	4,274	2,422	1,852	3,401	1,902	1,499	1,887	935	952	1,514	967	547
	青森	593	334	259	782	473	309	567	319	248	339	156	183	228	163	65
	八戸	798	468	330	993	667	326	756	448	308	408	206	202	348	242	106
	弘前	649	397	252	749	448	301	614	369	245	361	197	164	253	172	81
	むつ	200	120	80	330	144	186	196	118	78	104	55	49	92	63	29
	野辺地	211	102	109	329	223	106	207	101	106	135	66	69	72	35	37
	五所川原	401	214	187	352	133	219	383	206	177	162	71	91	221	135	86
	三沢	206	82	124	238	125	113	204	81	123	116	50	66	88	31	57
	十和田	254	189	65	288	93	195	254	189	65	125	88	37	129	101	28
	黒石	225	73	152	213	116	97	220	71	149	137	46	91	83	25	58

資料:青森労働局

2 新規学校卒業者の求職動向

本県の平成24年次の新規学校卒業者の求職動向は、中学校では就職希望者16人で卒業見込者数の0.1%となっている。また、高等学校では就職希望者4,910人で卒業見込者数の35.2%となっている。

第4-2-2表 年次別新規学校卒業者の求職動向

(1)中学校

(単位:人、%)

卒業 年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	就職希望者数		その他 (家事等含む)
				うち学校又は安定所の 紹介による就職希望者数		
平成 13年	18,461 (100)	18,173 (98.4)	74 (0.4)	52 (70.3)	214 (1.2)	
14	17,854 (100)	17,603 (98.6)	95 (0.5)	72 (75.8)	156 (0.9)	
15	16,913 (100)	16,679 (98.6)	70 (0.4)	47 (67.1)	164 (1.0)	
16	16,304 (100)	16,132 (98.9)	47 (0.3)	33 (70.2)	125 (0.8)	
17	15,570 (100)	15,381 (98.8)	40 (0.3)	29 (72.5)	149 (1.0)	
18	15,069 (100)	14,902 (98.9)	39 (0.3)	25 (64.1)	128 (0.8)	
19	15,355 (100)	15,187 (98.9)	38 (0.2)	27 (71.1)	130 (0.8)	
20	14,850 (100)	14,731 (99.2)	30 (0.2)	14 (46.7)	89 (0.6)	
21	14,663 (100)	14,535 (99.1)	27 (0.2)	12 (44.4)	101 (0.7)	
22	14,926 (100)	14,815 (99.3)	31 (0.2)	13 (41.9)	80 (0.5)	
23	14,075 (100)	14,003 (99.5)	20 (0.1)	9 (45.0)	52 (0.4)	
24	13,921 (100)	13,815 (99.2)	16 (0.1)	8 (50.0)	90 (0.6)	

(2)高校

(単位:人、%)

卒業 年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	就職希望者数		その他 (家事等含む)
				うち学校又は安定所の 紹介による就職希望者数		
平成 13年	18,255 (100)	10,454 (57.3)	7,187 (39.4)	6,367 (88.6)	614 (3.4)	
14	18,124 (100)	10,633 (58.7)	6,858 (37.8)	6,020 (87.8)	633 (3.5)	
15	17,807 (100)	10,450 (58.7)	6,694 (37.6)	5,887 (87.9)	663 (3.7)	
16	17,030 (100)	10,156 (59.6)	6,325 (37.1)	5,517 (87.2)	549 (3.2)	
17	16,591 (100)	10,148 (61.2)	5,900 (35.6)	5,197 (88.1)	543 (3.3)	
18	15,914 (100)	9,727 (61.1)	5,627 (35.4)	5,090 (90.5)	560 (3.5)	
19	15,433 (100)	9,448 (61.2)	5,480 (35.5)	4,965 (90.6)	505 (3.3)	
20	14,783 (100)	9,049 (61.2)	5,246 (35.5)	4,617 (88.0)	488 (3.3)	
21	14,100 (100)	8,585 (60.9)	5,090 (36.1)	4,508 (88.6)	425 (3.0)	
22	14,371 (100)	8,893 (61.9)	5,053 (35.2)	4,504 (89.1)	425 (3.0)	
23	13,890 (100)	8,653 (62.3)	4,842 (34.9)	4,277 (88.3)	395 (2.8)	
24	13,945 (100)	8,614 (61.8)	4,910 (35.2)	4,369 (89.0)	421 (3.0)	

資料:青森労働局

3 新規学校卒業者の初任給

本県の平成23年3月の新規学校卒業者の学歴別初任給(職業計)の全国対比は、高等学校卒では男子88.6%、女子86.1%、短大卒では男子87.6%、女子85.5%、大学卒では男子87.5%、女子87.6%と、いずれも全国対比86%前後となっている。

第4-2-3表 学歴別、就職郡別初任給(平成23年3月卒)

(単位:千円)

郡	学歴	職種	的専	管	事	販	職	保	職	職	職	全	
			門	理	務	売	サ	安	農	職	生		業
			職	的	の	の	ー	の	林	輸	務	計	対
			業	的	職	職	ビ	職	業	通	産		比
			術	職	業	業	ス	業	の	信	の工		
				業			業		業	業の	職程		
											業・		
中学校	全国	男	127	-	*151	*143	141	-	*162	*143	135	134	100.0
		女	141	-	*139	*125	138	-	-	-	128	134	100.0
	青森	男	-	-	-	-	-	-	-	-	*124	*124	92.5
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高等学校	全国	男	166	168	162	168	164	170	155	174	167	166	100.0
		女	155	167	157	162	159	168	147	159	158	158	100.0
	青森	男	154	*160	150	141	143	176	133	149	146	147	88.6
		女	141	*148	137	135	139	*145	112	*143	132	136	86.1
短大	全国	男	178	187	181	181	171	187	164	183	176	177	100.0
		女	176	172	167	177	170	178	152	181	168	173	100.0
	青森	男	156	*154	153	147	152	-	-	*145	157	155	87.6
		女	153	-	146	142	143	-	*135	*140	*144	148	85.5
大学	全国	男	211	210	206	211	208	200	202	201	202	208	100.0
		女	209	205	197	206	198	190	182	196	195	202	100.0
	青森	男	190	*184	181	177	170	*211	*171	162	183	182	87.5
		女	191	*183	175	163	165	-	*190	*175	178	177	87.6

(注)「*」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを示している。

資料 厚生労働省職業安定局

4 新規学校卒業者の離職状況

本県の新規学校卒業者の離職状況は、平成23年3月までの就職後3年間で、中学校卒では100.0%が離職しており、高等学校卒では43.5%が離職している。

一方、全国中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約6割・4割・3割の割合となっている。

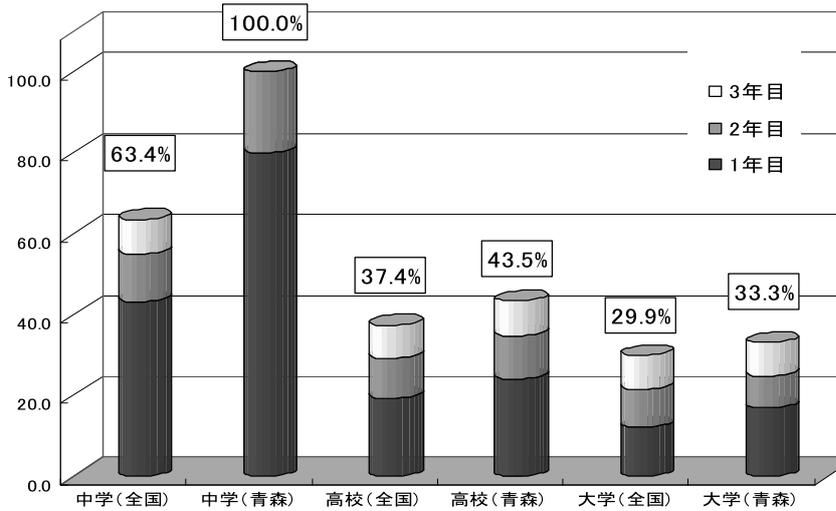
第4-2-4表 新規学卒者の離職状況(青森県)

(単位:人、%)

中・高 卒業年次別	項目	就職者数			卒業時から平成23年3月までの離職状況					
		計	男	女	合計		男		女	
					離職者数	離職率	離職者数	離職率	離職者数	離職率
中学校	H20.3月	5	5	0	5	100.0	5	100.0	0	-
	H21.3月	11	6	5	11	100.0	6	100.0	5	100.0
	H22.3月	11	8	3	5	45.5	5	62.5	0	-
高等学校	H20.3月	2,051	990	1,061	893	43.5	371	37.5	522	49.2
	H21.3月	1,814	905	909	544	30.0	210	23.2	334	36.7
	H22.3月	2,020	965	1,055	519	25.7	197	20.4	322	30.5
大学	H20.3月	1,508	820	688	502	33.3	260	31.7	242	35.2
	H21.3月	1,471	817	654	356	24.2	178	21.8	178	27.2
	H22.3月	1,634	933	701	301	18.4	180	19.3	121	17.3

資料:青森労働局

第4-2-1図 卒業後3年以内の離職率

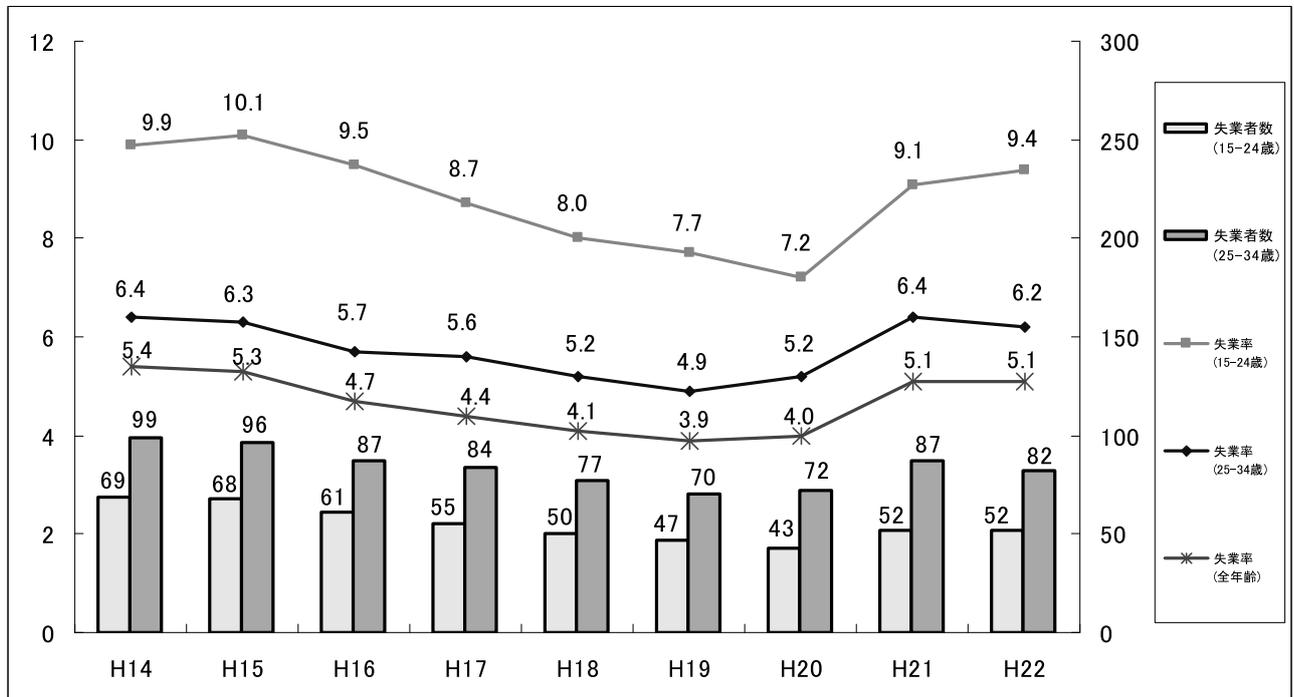


5 完全失業率と完全失業者数の推移

全国の24歳以下の若年者の完全失業率は、平成15年以降5年連続で改善していたが、平成21年から悪化に転じ、平成22年には9.4%と最も低かった平成20年に比べて2.2ポイント上昇している。25～34歳層については、平成14年以降5年連続で改善していたが、平成20年から悪化に転じた。平成22年は、前年より2ポイント改善した。

24歳以下の若年者の完全失業率及び25～34歳層の完全失業率ともに全年齢の失業率よりも高い状態が続いている。

第4-2-2図 完全失業率と完全失業者数の推移



※ 「完全失業率」とは、「労働力人口に占める完全失業者の割合 (%)」をいいます。
 ※ 「完全失業者」とは、「仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐ就ける者」をいいます。
 ※ (資料出所)

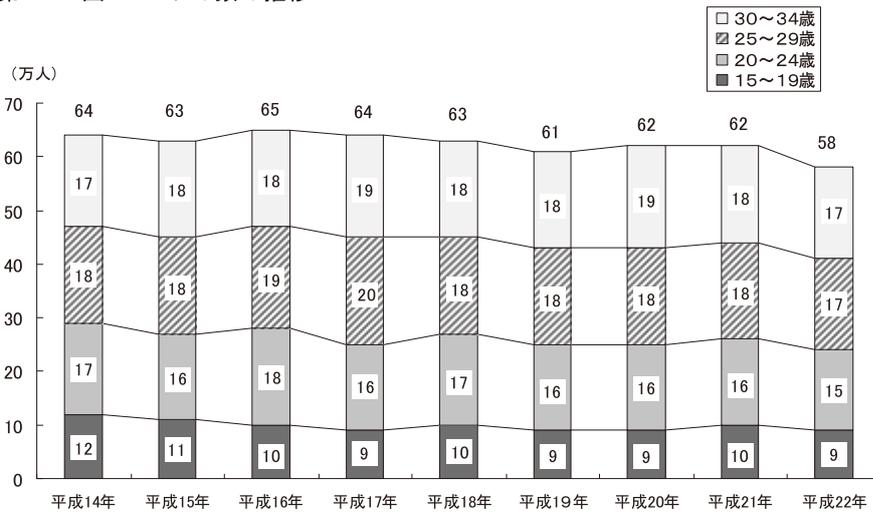
総務省統計局「労働力調査」

6 ニート・フリーターの状況

「ニート」に近い概念である若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計すると、全国的には、平成13年の49万人から平成14年以降64万人に増加し高止まりしていたが、平成22年度は減少し58万人となっている。総務省統計局「就業構造基本調査」(5年ごとの調査)によると、本県においては、平成14年の6,500人から平成19年には8,500人と男女とも増加傾向になっている。

またフリーターは、厚生労働省で、総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」により、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計としており、平成19年は全国で181万人で、平成15年をピークに5年連続減少していたが、平成22年度から増加傾向になっている。

第4-2-3図 ニートの数の推移



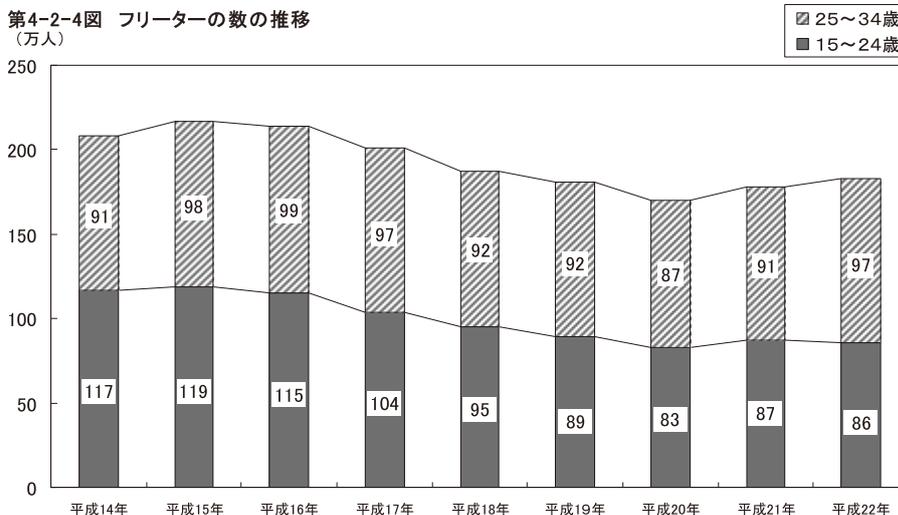
総務省統計局「労働力調査」

第4-2-5表 青森県の若年無業者数及び割合

	若年無業者数(人)			15～34歳人口に占める割合(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
平成14年度	6,500	4,200	2,300	1.9	2.4	1.3
平成19年度	8,500	5,200	3,300	2.8	3.5	2.2

(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」

第4-2-4図 フリーターの数の推移 (万人)



総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

第3節 職業訓練と雇用促進

1 職業能力開発の状況

本県の経済・雇用環境は依然として厳しい状況であり、地域の実情に即した産業・雇用対策により雇用の安定・創出を図るためには、求職者の職業能力の開発・向上はもとより、地域産業を担うことができる人材の育成が喫緊の課題となっている。

また、平成23年3月11日の東日本大震災という未曾有の大災害の発生により、日本の社会、経済は大きな影響を受け、本県においても産業、雇用など様々な面に大きな影響をもたらし、災害からの経済立て直しが大きな課題となっている。

このため、県では第9次青森県職業能力開発計画（実施期間平成23年度～27年度）に基づき、県経済・雇用環境の変化に対応した職業能力開発施策を展開していくことにより、労働者の職業能力の開発・向上を図り、地域経済社会の発展と労働者の福祉の向上を目指して取り組んでいくこととしている。

(1) 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4校あり、延べ13訓練科、定員470名で人材育成を行っているほか、障害者のための県立障害者職業訓練校（弘前市）があり、3訓練科、定員40名で人材育成を行っている。

また、国の独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員140名で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術者（テクニシャン・エンジニア）を養成しているほか、青森市の高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森職業能力開発促進センターにおいては、4訓練科、定員276名で離転職者の再就職訓練を行っている。

第4-3-1表 県立職業能力開発校の状況（平成23年4月）

（単位：人）

校名	課程	訓練科名	年次	定員	在籍者数
青森高等技術専門校	普通	電気工学科	1年	20	21
			2年	20	16
		環境土木工学科	1年	20	16
			2年	20	11
	短期	造園科	—	15	15
計				95	79
弘前高等技術専門校	普通	自動車システム工学科	1年	20	21
			2年	20	21
		建築システム工学科	1年	20	19
			2年	20	21
	短期	造園科	—	15	16
		配管科	—	20	20
計				115	118
八戸工科学院	普通	機械システム工学科	1年	25	24
			2年	25	25
		設備システム工学科	1年	20	18
			2年	20	17
		自動車システム工学科	1年	30	31
			2年	30	29
		制御システム工学科	1年	25	23
			2年	25	24
計				200	191
むつ高等技術専門校	普通	木造建築科	1年	20	11
			2年	20	8
	短期	配管科	—	20	20
	計				60
合計				470	427

資料：労政・能力開発課

第4-3-2表 障害者職業訓練校の状況（平成23年4月）

（単位：人）

校名	訓練科	定員	在籍者数
障害者職業訓練校	製版科	15	13
	O A 事務科	15	12
	作業実務科	10	4
合計		40	29

資料：労政・能力開発課

第4-3-3表 高齢・障害・求職者雇用支援機構立校の状況（平成23年4月）

（単位：人）

校名	訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数	備考
青森職業 能力開発 短期大学校	機械 システム系	生産技術科	1年	20	23	
			2年	20	24	
		制御技術科	1年	20	13	
			2年	20	23	
	電子情報制御 システム系	電子情報技術科	1年	30	30	
			2年	30	34	
合計				140	147	

資料：労政・能力開発課

（単位：人）

校名	訓練科	期間	定員	入所時期
青森職業 能力開発 促進セン ター	CAD・CAM科	6ヶ月	各17	4月、7月、10月、1月
	CAD技術科	6ヶ月	各15	5月、8月、11月、2月
	住宅リフォーム科	6ヶ月	各17	4月、7月、10月、1月
	電気設備科 (橋渡し訓練付き短期デュアルコース)	7ヶ月	各20	7月、1月
	生産システム技術科	6ヶ月	各20	9月、3月
合計			276	

資料：労政・能力開発課

(2) 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施団体は15団体で、延べ36訓練科（コース）、約330名で職業訓練を実施している。

第4-3-4表 認定職業訓練校一覧(平成23年度)

(平成23年12月)

区分	訓練校名	所在地	訓練科(コース)
共同	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築設計科
	十和田職業能力開発校	十和田市	木造建築科、建築塗装科、左官タイル施工科
	五所川原職業能力開発校	五所川原市	木造建築科、左官タイル施工科、建築板金科、建築塗装科
	むつ職業能力開発校	むつ市	木造建築科、建築板金科
	三沢職業能力開発校	三沢市	和裁科、木造建築科、左官タイル施工科、建築塗装科
	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、建築塗装科
	田子共同高等職業訓練校	田子町	木造建築科
	七戸職業能力開発校	七戸町	木造建築科
	上北職業能力開発校	東北町	木造建築科
	中里職業能力開発校	中泊町	木造建築科
	弘前調理共同高等職業訓練校	弘前市	調理コース(短期)
	八戸調理共同高等職業訓練校	八戸市	調理コース(短期)
	あおりコンピュータ・カレッジ	青森市	情報システム科
	計 13校		
単独	弘前和裁高等職業訓練校	弘前市	和裁コース(短期)
	ヘアメイク・アーティストスクール	十和田市	美容コース(短期)
	計 2校		
合計	15校		

資料：労政・能力開発課

2 技能検定

技能検定は労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、我が国の技能水準を向上させ、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、技能労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、単一等級、2級、3級等に分けて、それぞれ学科・実技試験によって行われ、両方に合格した者に、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級等については都道府県知事名の合格証書が交付され「技能士」の称号が与えられる。

本県では、平成22年度までに、特級33名、1級15,352名、単一等級492名、2級16,293名、3級2,779名、基礎1級74名、基礎2級2,119名、随時3級23名の合計37,165名に技能士の称号が与えられている。

3 青森県技能奨励賞

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

- ①表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。
- ②表彰者数 5名以内
- ③表彰時期 毎年11月
- ④受賞者数 84名

4 雇用対策

(1) ジョブカフェあおもり

若者の就職を支援するため、「ジョブカフェあおもり」（平成16年4月設置）では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「青森県若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」などを行い、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っている。

第4-3-5表 ジョブカフェあおもり利用状況 (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H18	42,584	2,096
H19	38,908	2,325
H20	32,891	2,155
H21	34,438	1,738
H22	34,926	1,749

(注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。資料:労政・能力開発課

(2) はたらく心はぐくみ事業

県では、これからの青森県の将来を担っていく世代のはたらく心（職業観・勤労観）をはぐくみ、就業意識の高揚を促すため、小学校高学年生を対象にDVD「はたらく心」を活用し、「しごと」について楽しみながら考えてもらう出前授業を実施している。平成22年度の出前授業は県内46小学校で実施した。

(参考) DVD「はたらく心」

平成18年6月に県内の全ての小・中学校、高校に配布した職業情報DVD。100種類の職業の内容や働く人が語る仕事の魅力、やりがい、苦労などを、生の声と姿で伝える内容となっている。

(3) 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

県では、新規高等学校卒業予定者の県内就職を促進するため、県内経済団体への早期求人確保要請や、高校生を対象とした企業見学会を実施している。

第4-3-6表 企業見学会実施状況

年度	延べ参加学校数(校)	参加学生数(人)	見学企業数(箇所)
H18	58	2,635	205
H19	66	2,514	193
H20	61	2,464	194
H21	54	2,099	159
H22	55	2,644	197

資料:労政・能力開発課

(4) 県出身学生就職促進事業

県では、本県出身の大学、短大、専門学生等の県内就職を促進するため、県内外において就職ガイダンスを開催している。平成23年度は、青森、弘前、八戸、仙台、東京の各会場で開催した。

第4-3-7表 就職ガイダンス開催状況

年度	参加企業数(箇所)	参加学生数(人)
H19	310	1,563
H20	346	1,421
H21	220	1,296
H22	199	1,378
H23	161	1,312

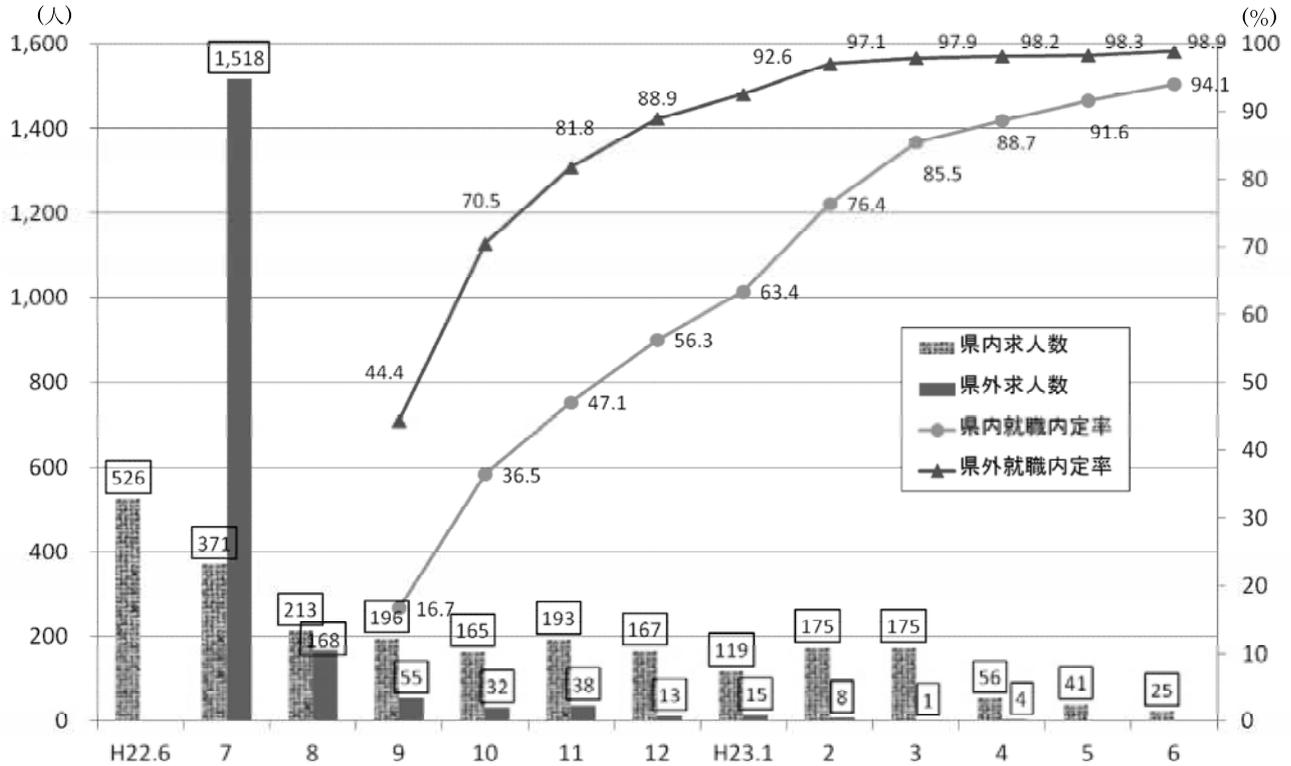
資料:労政・能力開発課

(5) 求人開拓ローラー作戦

新規高卒予定者の雇用環境は、東日本大震災や円高の影響等により、厳しい状況が続いている。

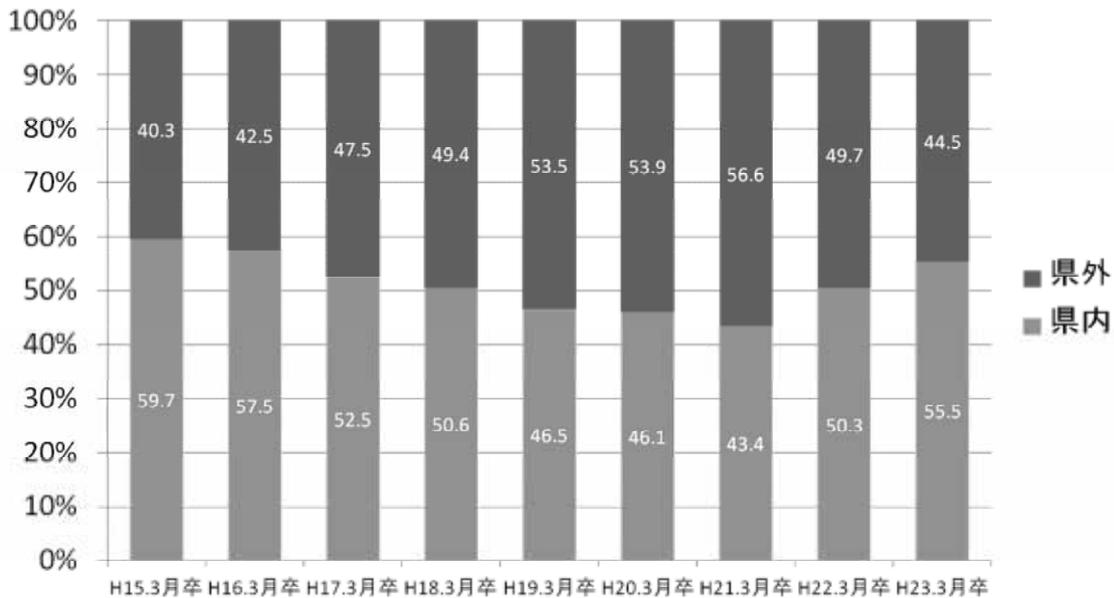
このため、県では、平成23年度に、県内約1,000事業所を対象に、新規高卒予定者に係る求人提出と採用活動の早期取組を要請する「求人開拓ローラー作戦」を実施した。

第4-3-1図 平成23年3月新規高卒者の月別求人数及び就職内定率比較（県内、県外）



資料：労政・能力開発課

第4-3-2図 新規高卒者の県内・県外就職割合の推移



資料：労政・能力開発課

第4-3-8表 新規学校卒業者の定着状況

(単位:%)

区 分	新規高等学校卒業者の定着率			新規大学等卒業者の定着率			
	1年後	2年後	3年後	1年後	2年後	3年後	
H17.3月卒	全 国	75.2	61.2	52.4	85.0	73.3	64.2
	青森県	67.5	52.8	42.7	75.3	63.1	54.4
H18.3月卒	全 国	76.4	64.0	55.8	85.5	74.6	66.0
	青森県	71.8	57.3	47.3	82.0	71.8	64.9
H19.3月卒	全 国	78.5	66.8	59.9	87.1	76.8	69.1
	青森県	70.9	57.7	50.3	81.8	71.9	64.4
H20.3月卒	全 国	80.6	70.7	62.6	87.9	78.4	70.1
	青森県	76.0	65.3	56.5	83.1	75.1	66.7
H21.3月卒	全 国	82.9	72.0		88.6	79.0	
	青森県	81.4	70.0		85.5	75.8	
H22.3月卒	全 国	79.3			86.6		
	青森県	74.3			81.6		

資料:労政・能力開発課

(6) 若年者就職・定着促進支援事業

本県の平成20年3月新規高等学校卒業者の3年後の離職率は43.5%で、平成19年3月卒に比べ6.2ポイント下回っており、年々低下しているものの、全国平均の37.4%と比べると依然として高い状況にあり、若年者の職場定着率の向上が課題となっている。

県では、若年者の早期離職防止のため、県内事業所に対する支援として、企業向け定着促進ガイドブックの作成や社会保険労務士によるセミナー・相談業務を実施し、また、高校生及び保護者に対する支援として、高校生・保護者向け就職支援ハンドブックの作成や高校生と保護者が参加する企業見学会、高校生のインターンシップ受入先企業の開拓を実施し、定着促進を図っている。

5 小規模事業者等後継者の育成

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び向上を図るため、次の事業を実施する商工会、商工会議所、県商工会連合会及び県中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- ① 商工会、商工会議所等の青年部が部員の資質向上を図るため、各種研修会、講習会及び研究会を広域で行う事業
- ② 商工会、商工会議所等の青年部が地域の小規模企業の振興、発展を図るための調査研究、地場産業育成等の事業
- ③ 県商工会連合会が商工会に設置されてある青年部の組織強化と活動推進を図るため、部員の資質向上を図るための各種研修会、講習会及び研究会を広域で行う事業
- ④ 県商工会連合会が商工会に設置されてある青年部の組織強化と活動推進を図るため、地域の小規模企業の振興、発展を図るための調査研究、地場産業育成等の事業
- ⑤ 県中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年経営者等の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会事業
- ⑥ 県中小企業団体中央会が組合青年部懇談会等青年部の組織化と青年部活動の円滑化を図るために行う事業

第4節 勤労青少年の福祉

1 勤労青少年福祉の増進

労働行政の対象としてとらえられる青少年福祉対策は、勤労青少年福祉法、職業能力開発促進法及び労働基準法などがその根拠法としてあげられるが、特に勤労青少年の福祉施策については、勤労青少年福祉法を根拠とし、①職業指導の充実、②職業訓練の奨励、③福祉施設の機能の充実や活用の促進等を計画的に推進し、勤労青少年の福祉の増進を図ることとしている。

国においては、勤労青少年福祉法に基づき、平成18年に策定された第8次勤労青少年福祉対策基本方針の運営期間が平成22年度で終了したことに伴い、新たに平成23年度から平成27年度までを運営期間とする第9次勤労青少年福祉対策基本方針を策定したところである。

第9次勤労青少年福祉対策基本方針の主な内容は次のとおりである。

《 要 旨 》

最近の勤労青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、青少年の長期的なキャリア形成・職業能力開発等を促進するとともに、青少年を支える社会的ネットワークを整備し、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図ることとしている。

1. 勤労青少年福祉行政の方向性

キャリア形成に係る支援などを通じ、広く若者が職業生活設計を行い、自らの選択による就業、継続的な職業能力開発、ひいては社会的・職業的自立の実現を図ること、また、これを支えるネットワークと支援機能を整備することが、勤労青少年福祉行政として目指すべき最も重要な課題である。

2. 勤労青少年の長期的な視点からのキャリア形成の促進

(1) 在学段階からの職業意識形成等の体系的なキャリア形成支援の推進

学校段階ごとの課題に応じた、職業に関するガイダンス、職場体験等、体系的なキャリア形成支援の充実が重要である。

また、キャリア教育推進の基盤として、地方公共団体、労使団体、企業など労働行政関係機関の連携・協力が不可欠である。

(2) 学校から職業生活への円滑な移行、的確な職業選択・職場適応の支援

社会人・職業人として自立し、安定性・発展性のある働き方の実現に向け、就職や離職転職など、若者が直面する課題に応じた支援を提供することが重要である。

既卒者が正社員として応募する機会を拡大する取組の推進やフリーター等の正社員への移行推進に向けたハローワーク等におけるきめ細かな支援が必要である。

(3) 職業生活に必要な基礎的・実践的職業能力の開発の推進

公的職業訓練を通じた基礎的・実践的職業訓練の開発の推進が必要であり、ジョブ・カードの有効活用に加え、キャリア・アップ戦略（キャリア段位制度）などによる実践的な職業能力の評価制度の構築・推進が必要である。

また、若者が継続的な職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、企業におけるキャリア形成支援の環境の整備が重要である。

(4) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

地域若者サポートステーション事業の推進等による、ニート等の若者に対する専門的相談、訪問支援（アウトリーチ）による能動的支援、学び直しや生活指導・訓練等、自信・意欲の獲得、職業的自立の実現に向けた支援の充実が重要な課題である。

(5) キャリア・コンサルティング等の体制整備

キャリア形成支援を担うキャリア・コンサルタントの計画的養成及び若者支援の観点からの専門性を向上させる必要があり、キャリア形成の支援に当たり、ジョブ・カード等の共通のツールの活用促進が重要である。

(6) 労働条件等の整備充実に関する支援

若者に対する法定労働条件等に関する相談機関等についての労働教育や情報提供等の支援を行う必要があり、また、若者が意欲と能力を発揮できる職場環境の整備を図ることが重要である。

3. 勤労青少年の交流、多様な活動の促進

(1) 社会活動への参加の促進等

ボランティア活動、地域の伝統行事等の社会活動への参加促進や社会活動に係る指導者等の育成等が重要な課題である。その際、積極的な情報発信・参加勧奨等の環境整備を促進することが期待される。

(2) 様々な世代相互の交流の促進等

同世代、世代間又は地域間の交流を図ることは、勤労青少年の人間形成を促進する上で有効であり、レクリエーション活動、クラブ活動等へ参加し、相互の交流を図ることが期待される。

(3) 国際交流の促進

渡航前後におけるキャリア・コンサルティングの実施を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が必要である。

4. 勤労青少年福祉行政推進のための基盤整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく地域協議会の新たな枠組みを有効活用した、勤労青少年福祉関係機関・専門人材間の支援事例の共有化等「顔の見える」関係構築等、実効性ある地域ネットワークの整備が必要である。

(2) 勤労青少年ホームの多様な観点からの活用促進

地域の若者を取り巻く現状・課題を分析の上、勤労青少年ホーム等の特性を踏まえ、キャリア形成支援・情報発信の拠点としての勤労青少年ホーム等の役割を明確化するとともに、勤労青少年自身の提案を取り入れた活性化方策を確立する必要がある。

(3) 勤労青少年支援に関わる人材育成等の体制の整備

勤労青少年ホームの指導員、企業における勤労青少年福祉推進者等に求められる専門性として、教育、福祉、余暇・社会活動、メンタルヘルス等の観点に加え、キャリア形成支援の観点らの知識、技能等の専門性が一層重視される。

5. 勤労青少年福祉対策基本方針を活かした啓発活動等、地域における取組の積極的推進

勤労青少年の日等を捉えた積極的な啓発活動の展開や地域における勤労青少年福祉に関する取組みの道標としての本方針を活かした施策のPDCA推進等による、勤労青少年福祉推進の一層の気運の醸成が図られる。

2 勤労青少年の育成・交流

勤労青少年に対して、各種相談に応じ、必要な指導を行い、そして、レクリエーション、クラブ活動、その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等、勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設として、県内の11市町に勤労青少年ホーム（11か所）が設置されている。

県においては、勤労青少年ホームを拠点に活動しているクラブ活動を奨励し、スポーツを通じて、働く青少年の交流と心身の健康増進を推進するため、青森県勤労青少年ホームスポーツ交流大会を開催している。

勤労青少年ホーム所在地一覧は第9章第2節 第9-2-1表（148ページ）を参照。

第5節 農林水産勤労青少年の現状

1 青年農業者

農村では、農業従事者が減少しているほか高齢化も進行しており、担い手不足問題は今後ますます深刻になるものと予想される。

このため、次代の農業を担い、農業・農村の活性化に貢献する青年農業者を確保・育成していくことが、重要な課題となっている。

(1) 青年農業者の現状

① 新規就農者

近年、新規就農者は150人前後で推移しており、平成22年度は新規学卒者の就農者数が5年ぶりに80人を超えるなど、全体の新規就農者数は過去20年間で最も多い175人であった。また、平成19年度から調査対象とした農業法人における雇用就農者は増加傾向にあり、就農形態の多様化が進んでいる。

農業者の高齢化などから担い手不足は一層進むことが懸念されており、今後とも、県内外から非農家出身者も含めた新規就農者を幅広く確保・育成していく必要がある。

第4-5-1表 本県における新規就農者数の推移 (単位:人)

区分		年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規学卒	中学校		6	1	1	1	2	3	3
	高校		66	66	48	46	26	25	59
	中高計		72	67	49	47	28	28	62
	営農大学校		14	11	16	19	19	11	16
	農業大学校		1	2	1	4	0	0	0
	大学(営・農大以外)		3	2	3	6	3	4	3
	大学計		18	15	20	29	22	15	19
	新規学卒合計		90	82	69	76	50	43	81
Uターン等			53	48	24	53	42	37	46
新規参入			7	8	9	9	9	8	6
雇用就農			-	-	-	10	31	51	42
総計			150	138	102	148	132	139	175

(注)Uターン等とは、農業以外の産業に従事していた農家出身の就農者。

資料:構造政策課

(注)新規参入とは、非農家出身の就農者

(注)雇用就農とは、農業法人の農業生産部門に年間7ヶ月以上の常雇用の従業員として就業した者

② 青年農業者の4Hクラブ活動

4Hクラブは、青年農業者が自己の課題解決のために自主的に組織している集団で、平成22年度のクラブ加入者は206人となっている。

その活動は、農業や生活に関する学習が中心で、社会活動も実施しており、主なものは次のとおり。
 ア プロジェクト活動の実施、県4Hクラブリーダー研修・県農業青年交流大会・県青年農業者会議等の企画・運営、全国農業青年交換大会・全国青年農業者会議・東北農村青年会議などへの参加。
 イ 農産物即売会、花壇づくりなどの地域活動を通じた自己の技術・知識の研鑽。

[4Hとその精神]

4Hとは、心(Heart)、頭(Head)、腕(Hand)、健康(Health)の頭文字
 その精神は、①誠実で友情に富む心を培う ②科学的に考える頭を訓練する
 ③農業改良や生活改善に役立つ腕をみがく ④楽しく暮らし、元気で働くための健康を増進することである。

第4-5-2表 4Hクラブ数とクラブ員数の推移 (単位:クラブ、人)

年次	クラブ数	クラブ員数		
		男	女	計
H7	31	237	9	246
H12	18	210	24	234
H20	15	186	20	206
H21	13	181	19	200
H22	12	186	20	206

資料:構造政策課

(2) 青年農業者の確保・育成対策

① 新規就農者の確保策

- ア 将来にわたり、新規就農者を確保していくためには、子どもの時から農業への関心を高め、理解を深めていくことが大切なので、児童・生徒等を対象に農業体験学習等を行う。
- イ 農業関係高校や普通高校との連携を強め、農業に関心のある高校生を対象に、宿泊体験学習や先進農家との交流を進め、農業の魅力を学ぶ場を提供する。
- ウ 農業者養成のため、七戸町に開設している営農大学校では、農業技術や農業経営をはじめマーケティング論、インターネット活用など時代に即したカリキュラムのもとに、次代の農業を担う若い農業者の育成を図る。
- エ 関係機関・団体と連携しながら、次の新規就農促進施策の充実を図り、県内外からの新規就農者等の確保に努める。
 - (ア) 就農希望者の確保に向けた啓発活動
 - (イ) 就農相談会や研修会の開催
 - (ウ) 市町村における新規就農者育成に向けたシステムづくり
 - (エ) 先進農家や農業法人等での農業技術研修の実施
 - (オ) 就農準備や就農初期段階に必要な資金の貸付け
 - (カ) 就農後の定着に向けた地域ぐるみでの継続的フォローアップの実施
 - (キ) 農地の取得や賃借への支援

第4-5-3表 青年農業者の研修体系図（平成23年度）

	就農候補者	就農後まもない若手農業者	中核的な青年農業者	農業経営者
研修目的	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、農家生活の理解 ・基礎的農業技術の習得 ・就農意欲の醸成 ・農業青年との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・就農定着 ・実践的農業技術、知識の習得 ・経営感覚、国際感覚の醸成 ・農業経営の将来計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的農業技術、経営管理技術の習得 ・農業政策の現状把握 ・農家生活の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業的経営管理技術の習得 ・法人化への誘導 ・地域農業リーダーとしての資質向上
研修の種類	<ul style="list-style-type: none"> ★営農大学校 ★フレッシュファーマーズ 育成定着事業（就農定着） 就農希望者を対象とした短期農業体験研修 ★あおもりハイク施設園芸インターシップ事業 Uターン者や新規学卒者等を対象とした先進農家での雇用による OJT 研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ★フレッシュファーマーズ 育成定着事業（リーダー育成） プロジェクト活動等を通じた専門的な農業技術・経営研修 ★りんご基幹青年育成事業 （財）青森県りんご協会が行う研修の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ★若手農業トップランナー育成強化事業 意欲ある革新的な若手農業者を対象とした経営研修、ネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ★農業経営士認定事業 農業経営士の認定、研修会の開催

資料：構造政策課

② 青年農業者の資質向上策

ア 食のグローバル化が進み、安価な輸入農産物があふれる中で、今後は、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産や、生産コストの低減に努め、企業感覚で経営に取り組んでいくことが必要になっている。

このため、関係機関と連携を図りながら、意欲ある革新的な青年農業者を対象に、将来の営農ビジョンを明確に持った若手農業者を次世代農業のトップランナーへと育成するため、農業技術・経営管理手法・ネットワークづくりなどの研修を体系的に実施する。

イ 4Hクラブへの加入者を増やし、4Hクラブを主体に、仲間づくりや他産業従事者・消費者との交流の場の拡大を図る。

また、優れた農業者として必要な技術の習得と人格形成を図る観点から、4Hクラブ員による農業経営改善等のプロジェクト活動や先進地視察研修などの組織活動の充実に努める。

2 森林・林業と青少年

本県の森林は、県総土地面積の66%を占めており、木材の生産から水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、その果たす役割は非常に重要であり、しかも多岐にわたっている。

森林がその多面的機能を発揮していくためには、植栽から下刈、間伐などの手入れを経て主伐に至る森林の施業を実施するほか、ヒバやブナなどの県内に自生する樹種の造成などを進め、森林の整備を的確に図っていくことが必要である。

このため、これを担う若い林業作業士の育成や、森林環境教育による青少年の森林に関する理解の醸成のほか、「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

(1) 林業の担い手育成

林業の担い手育成と資質の向上を図り、地域のリーダー的な役割を担える人材を育成するため、若手の林業作業士を対象に林業に関する高度な専門的知識・技能を習得させる「基幹林業作業士養成研修」を実施し、修了者を「青森県基幹林業作業士」として認定している。

第4-5-4表 青森県基幹林業作業士の認定状況

(単位:人)

年 度	S57~H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
認定者数	248	7	10	11	12	11	299

資料:林政課

(2) 森林環境教育の実施

最近、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られるようになってきていることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、指導者の派遣を円滑に行うことができる「指導者派遣システム」を確立し、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

<取り組み内容>

- 指導者派遣システムの周知、運用
- 森林環境教育指導者データベースの運用
- 教員を対象とした研修の実施

(3) 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年たちが広く自然の知恵を学び、人とのふれあいを深くして、そして自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成された小学生の団体である。(青森市には、保育園児による「緑の幼年団」もある。)

昭和46年に下北郡大畑町の小目名小学校の23名で結成された「ひばの子森林警備隊」が最初で、現在県内に49団体が結成され、団員数は1,412名となっている。

県では、社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- 緑の少年団交流会 (毎年、各県民局管内ごとに実施)
 - 森林・林業教室
 - 木工教室
 - 自然観察
 - 緑の少年団全国大会への県代表派遣
- } (必要に応じ、随時実施)

※その他、各団からの要請により、上記以外の活動支援も随時実施している。

第4-5-5表 地域別「緑の少年団」数（平成23年4月現在）（単位：グループ、人）

県民局管内	グループ数	会 員 数
東 青 地 域 県 民 局	11	333
中 南 地 域 県 民 局	5	25
三 八 地 域 県 民 局	8	281
西 北 地 域 県 民 局	13	508
上 北 地 域 県 民 局	8	230
下 北 地 域 県 民 局	4	35
計	49	1,412

資料：林政課

3 青年漁業者

本県は、本州の最北端に位置し、太平洋・日本海・津軽海峡と三方を海に囲まれ、また、そのふところには我が国有数の大型内湾である陸奥湾（面積約1,660k㎡）があり、水産業にとって、めぐまれた環境にある。

(1) 漁業就業者の推移

本県の漁業就業者は、多少の増減を繰り返しながら減少傾向を示しており、これらのうち、青少年（25才未満）の割合も、同様の傾向を示している。（第4章第1節「産業別就労人口」第4-1-1表（45～46ページ）参照。）

(2) 漁業研究グループの活動

本県には、沿海地区漁業協同組合が48あり、その傘下に69の漁業研究グループがある。これらグループは、沿岸漁業の振興を推進するためのつくり育てる漁業や資源管理型漁業の中核的担い手であり、漁業後継者育成の核となっている。

これらグループの活動に対応するため、県は、水産業改良普及事業を推進しており、特に次代を担う青年漁業者に対しては、漁業の担い手確保・育成事業を実施し、新しい知識と技術を持った人づくりに努めている。

漁業の担い手確保・育成事業として次の様な事業を行っているが、このために、県内4地区に水産業普及指導員（15名）を配置し、業務の推進を図っている。

(3) 漁業の担い手確保・育成事業

① 青年漁業者活動育成事業

青年漁業者の自主的な研究活動や実践活動を促進し、最近の漁業経営環境に対処した優れた漁業経営の担い手を育成する。

ア 青年漁業者交流会（漁村青壮年女性団体活動実績発表大会）

青年漁業者の自主的な活動、技術、意見等を交換するシンポジウム、活動実績発表等を内容とした県レベルの大会を開催する。

イ 青年地区協議会

地区レベルにおいて、青年漁業者グループのリーダーが参加し、研究実践活動に関する調整、統一実施、実績評価等を行う協議会を開催する。

ウ 新技術定着、技術改良試験の実施

学習会及び技術交流会等で得た成果を実現するため、現地定着の実証を行う。

② 漁業士育成確保事業

漁村青壮年等の研修等に励みと目標を与えるとともに、将来の地域漁業振興の中核的漁業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、県知事が優れた青年漁業者を「青年漁業士」として、また、漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている漁業者を「指導漁業士」として認定し、資質向上のための研修会等を実施する。

ア ブロック研修

東北・北海道ブロック研修会及び日本海ブロック研修会

③ 漁業の担い手確保支援事業

水産業に対する理解を深めて漁業後継者を育成するため、地域の漁業者と水産業普及指導員が連携して水産教育等を行う。

ア 少年水産教室

本県水産業のパンフレットを作成し、小・中学生を対象とした、水産業に関する啓発体験学習を行う。

イ 漁業後継者育成対策事業（賓陽塾）

将来にわたり水産物の安定供給を図るため、活力ある漁業の担い手の育成確保を目的として、漁業の基礎的な知識、技術を身につけるための短期研修を実施する。

(ア) 講義

青森県水産業の概要、漁業関係法令・制度、水難救助訓練ほか

(イ) 実習

漁業実習（刺網、籠、イカ釣り、定置網）、ロープワーク、FRP補修実習

(ウ) 視察研修

水産関係試験研究機関視察

(エ) 資格取得講習

2級小型船舶免許、1級小型船舶免許、2級無線免許